

2 児童福祉関係手当

つぎの要件に該当されるかたは、それぞれの手当が支給されます。

手当名	支給要件	支給月額	支給方法	申請に必要なもの
児童手当	18歳の年度末(高校卒業相当)までの国内に居住する児童を養育しているかた	児童1人につき 3歳未満 (第1子・第2子) 15,000円 3歳～18歳年度末まで (第1子・第2子) 10,000円 0歳～18歳年度末まで (第3子以降) 30,000円	2月・4月・6月・8月 ・10月・12月に各月の前月分までを受給者の口座に振込(各月の10日)	・申請者本人名義の預金通帳 ・申請者及び配偶者のマイナンバーのわかるものと身元確認書類 ・その他関係書類等
岡崎市遺児手当	両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母の重度障がい者を含む)18歳以下(到達年度末	遺児1人につき 2,500円	奇数月に前月分までを受給者の口座に振込(各月の10日)	・申請者本人名義の預金通帳 ・その他必要書類は担当窓口で案内します。
愛知県遺児手当	までの児童を養育している方に支給し、 <u>所得制限があります(施設入所児童は除かれます)</u> 。	遺児1人につき 支給開始～3年目 4,350円 4年目～5年目 2,175円	奇数月に前月分までを受給者の口座に振込(各月の25日)	
児童扶養手当	両親または父親もしくは母親のどちらかがいない(父または母が重度障がい者を含む)18歳以下(到達年度末まで)または心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給し、 <u>所得制限があります(施設入所児童は除かれます)</u> 。	児童1人の場合 48,050円 (一部停止) 48,040～11,340円 加算 2人目以降 11,350円 (一部停止) 11,340～5,680円	各月の前月分までを受給者の口座に振込(各月の11日)	・申請者本人名義の預金通帳 ・その他必要書類は担当窓口で案内します。

※振込は通帳記入をして確認してください。

問合せ先

子育て支援室

児童手当／☎ 0564-23-6628
遺児・児童扶養手当／☎ 0564-23-6150 FAX 0564-23-7279